

平成 18 年 6 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号
日本橋西川ビル
エルシーピー投資法人
代表者名
執行役員 宮崎俊司
(コード番号: 8980)

問合せ先
エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社
取締役財務部長 久保裕司
TEL.03-3272-7311

投資信託委託業者における業務方法書変更に伴う認可取得に関するお知らせ

エルシーピー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が、資産の運用を委託する投資信託委託業者であるエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社(以下、「LCPRA」といいます。)は、平成 18 年 3 月 31 日に、業務方法書の変更について、下記の通り、金融庁に対し「投資信託及び投資法人に関する法律」第 10 条の 2 の規定に基づく認可申請を行っておりましたが、本日、申請どおり認可を取得いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 認可申請の内容

LCPRA の業務方法書第 2 条に記載されている運用を行う資産の種類について変更を行う。
(別添新旧対照表参照)

2. 認可申請日

平成 18 年 3 月 31 日

3. 認可申請の理由

本投資法人の規約が平成 18 年 3 月 31 日付で変更され、投資対象とする資産の種類が変更されたため、LCPRA が運用を行う資産の種類を変更する必要があったため。

4. 今後の見通し

本件に伴う第 1 期(平成 18 年 8 月期)及び第 2 期(平成 19 年 2 月期)の運用状況の予想に変更はありません。

以 上

* 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス: <http://www.lcp-reit.co.jp>

新旧対照表

現行	変更後
<p>第2条 (資産の種類)</p> <p>1. 当社が運用を行う資産の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる各資産(以下、乃至を総称して「不動産関連資産」という。)</p> <p>不動産</p> <p>次に掲げる各資産(以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。)</p> <p>() 不動産の賃借権</p> <p>() 地上権</p> <p>() 信託財産を主として不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>() 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>(v) 当事者の一方が相手方の行う不動産又は()乃至()に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産匿名組合出資持分」という。)</p> <p>(vi) 信託財産を主として不動産匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの(以下「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>() 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める優先出資証券をいう。)</p> <p>() 投資信託の受益証券(投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。)</p> <p>() 投資法人の投資証券(投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。)</p> <p>() 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券をいう。)(上記()、()又は()に掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 預金</p> <p>(3) コールローン</p>	<p>第2条 (資産の種類)</p> <p>1. 当社が運用を行う資産の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる各資産(以下、乃至を総称して「不動産関連資産」という。)</p> <p>不動産</p> <p>次に掲げる各資産(以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。)</p> <p>() 不動産の賃借権</p> <p>() 地上権</p> <p>() 信託財産を主として不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>() 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>(v) 当事者の一方が相手方の行う不動産又は()乃至()に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産匿名組合出資持分」という。)</p> <p>(vi) 信託財産を主として不動産匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの(以下「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>() 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)に定める優先出資証券をいう。)</p> <p>() 投資信託の受益証券(投信法に定める受益証券をいう。)</p> <p>() 投資法人の投資証券(投信法に定める投資証券をいう。)</p> <p>() 特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定める特定目的信託の受益証券をいう。)(上記()、()又は()に掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 預金</p> <p>(3) コールローン</p>

<p>(4) <u>国債証券(証券取引法(昭和23年法第25号、その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。)第2条第1項第1号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(5) <u>地方債証券(証券取引法第2条第1項第2号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(6) <u>特別の法律により法人の発行する債券(証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(7) <u>社債券(証券取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。但し、転換社債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。)</u></p> <p>(8) <u>資産流動化法に定める特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。)</u></p> <p>(9) <u>コマーシャル・ペーパー(証券取引法第2条第1項第8号に定めるものをいう。)</u></p> <p>(10) <u>外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、上記(4)乃至(9)の証券又は証書の性質を有するもの(証券取引法第2条第1項第9号に該当するものをいう。)</u></p> <p>(11) <u>投信法に定める受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいう。但し、不動産対応証券として定義される受益証券を除く。)</u></p> <p>(12) <u>投信法に定める投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2に定めるものをいう。但し、不動産対応証券として定義される投資証券を除く。)</u></p> <p>(13) <u>外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(14) <u>オプションを表示する証券又は証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいう。但し、上記(4)乃至(13)及び下記(15)乃至(18)に係るものに限る。)</u></p> <p>(15) <u>預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記(4)乃至(7)の証券の性質を有する本邦通貨建のものとする。)</u></p> <p>(16) <u>外国法人が発行する譲渡性預金証書(証券取引法第2条第1項第11号に定めるもので、本邦通貨建のものとする。)</u></p> <p>(17) <u>貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(18) <u>外国法人に対する権利で、上記(17)の権利の性質を有するもの(証券取引法第2条第2項第2号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(19) <u>株券(証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいい、実質的に不動産等に投資することを目的とするもの又は不動産等への投資に付随するものに限る。)</u></p> <p>(20) <u>金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第3条第11号に定めるものをいう。)</u></p>	<p>(4) <u>有価証券(投信法に定めるものをいう。)</u></p> <p>(5) <u>金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号、その後の改正を含む。)に定めるものをいう。以下「投信法施行令」という。)</u></p> <p>(6) <u>信託財産を主として上記(2)乃至(5)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p>
--	--

<p>(21) <u>金融デリバティブ取引(施行令第3条第14号に定義される意味による。以下同じ。)に係る権利(当社が資産の運用を行う投資法人に係る負債及び資産から生じる金利リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。)</u></p> <p>(22) <u>不動産等への投資に付随するもの(商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。))温泉法(昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。)において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備)</u></p> <p>(23) <u>実質的に不動産等への投資を目的とする場合又は不動産等への投資に付随するもの(有限会社法(昭和13年法律第74号、その後の改正を含む。))に基づく有限会社の出資持分</u></p> <p>(24) <u>不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の権利</u></p>	<p>(7) <u>金融デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令に定義される意味による。以下同じ。)(当社が資産の運用を行う投資法人に係る負債及び資産から生じる金利リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。)</u></p> <p>(8) <u>実質的に不動産等への投資を目的とする場合又は不動産等への投資に付随するもの(上記(1)乃至(7)に定める資産のほか、以下に掲げる資産</u> <u>商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)</u> <u>温泉法(昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。)において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u> <u>資産流動化法において定める特定出資</u> <u>民法上の組合の出資持分</u> <u>民法上の動産</u> <u>信託財産として上記 乃至 を信託する</u> <u>信託の受益権</u> <u>上記 乃至 のほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の権利</u></p>
---	--